



議会・生涯学習



最新の情報は左の二次元コードから市HPへアクセスして入手してください

市議会

問合せ 議会事務局 TEL.21-3761

▶ 市議会のしくみと役割

市議会は、市民の要望や意思を市政に反映させるため、市民から選ばれた議員で構成しています。年4回開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会からなり、議決機関として、条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、財産の取得や処分などを審議し議決しています。また、本会議から付託された議案などの審査や調査を専門的、能率的に行うために議員の中から選任した委員で構成する委員会を設置しています。委員会には常時設置している常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置する特別委員会があります。

▶ 市政についての要望をお寄せください《請願と陳情》

市政についての要望などを市議会に提出できます。議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情といいます。

■ 提出方法

書面に①趣旨②提出年月日③請願・陳情者の住所・氏名(団体の場合は団体の名称と代表者の住所・氏名)を記載し、押印(法人の場合は代表者印、権利能力のない社団(任意団体)の場合は代表者印か個人印)のうえ提出してください。さらに、請願の場合は、紹介議員の署名または記名押印が必要となります。

▶ 傍聴および会議録の閲覧

本会議や各委員会は傍聴することができます。本会議を傍聴するときは、市役所8階の傍聴席入り口へ、また委員会を傍聴するときは、市役所7階の議会事務局へお越しください。また、本会議の傍聴を希望する耳の不自由な方には、事前に申請していただくお手話通訳者・要約筆記者を配置します。なお、本会議と委員会の会議録は市役所6階情報公開コーナーや市議会のHPでご覧になれます。

▶ 市議会だよりの発行

年4回および必要に応じて臨時的に発行し、本会議を中心に議会の概要を紹介するもので、全世帯のご家庭にお届けしています。また、目の不自由な方には、点字版もしくは録音版を無料で送付しています。

選挙

問合せ 選挙管理委員会事務局 TEL.21-3592

▶ 投票できる人

次の要件を満たす方が函館市の選挙人名簿に登録され、投票できます。

- 18歳以上の日本国民であること
- 函館市に3か月以上、住民登録されていることおよび住民登録されていた方で函館市から転出後4か月を経過しないこと

▶ 投票の方法

各世帯主あてにハガキ(4人分までの入場券付き)を送付します。ハガキで指定された投票所または共通投票所に自分の入場券を持参し、投票します。投票日の午前7時から(共通投票所は

午前10時から)午後8時まで投票できます。

入場券が届かない場合や紛失した場合は再発行しますので、投票所の職員に申出ください。

▶ 期日前投票

投票日に仕事や旅行などのため投票所に行けない場合、期日前投票ができます。

市役所や支所等で午前8時30分から(商業施設の期日前投票所は午前9時または午前10時から)午後8時まで投票できます。

▶ 不在者投票

旅行・出張先の市町村や、病院・老人ホーム等の指定された施設の中で投票できる制度および一定の障がいのある方が在宅で投票できる制度があります。

町会・市民活動

町会・自治会

問合せ 函館市町会連合会(あいよる21内) TEL.22-0180
市民・男女共同参画課 TEL.21-3139

町会・自治会は、よりよい地域社会になるよう同じ地域に住む人たちが、互いに助け合い親睦を深めるなどの活動をする自治組織で、町会費などの収入で自主的に運営しています。

現在、約180の町会・自治会があり、地域に根ざしたさまざまな活動を行っています。もしものときの助け合い・支え合いのため、地域の一員として明るく住みよいまちをつくるため、ぜひ、町会・自治会に加入しましょう。

市民活動

▶ ボランティアセンター

ボランティアをしたい方と受けたい方をつなぐ場所です。各種研修も開催しています。

場所 若松町33-6 あいよる21内 TEL.23-8909

時間 火～金曜日 午前10時～午後3時

▶ 函館市指定NPO法人制度

NPO法人の自立的活動を支援する制度です。指定されると市民から法人への寄附の促進が期待されます。指定基準など詳細はお問合せください。

窓口 企画管理課 TEL.21-3621

▶ 地域交流まちづくりセンター

NPOやボランティアなどの活動の場、市民の交流の場、地域情報の発信の場としてご利用ください。

場所 末広町4-19 TEL.22-9700

時間 午前9時～午後9時 ※年末年始を除く

▶ (一財)北海道国際交流センター

外国人相談窓口や生活ガイドブックの作成など在住外国人の支援のほか、各種講座やイベントによる外国人と市民との交流事業の実施など、公益の立場から幅広く国際交流を進めています。

場所 元町14-1 TEL.22-0770

時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

生涯学習・余暇活動

生涯学習

▶ 社会学級で学びませんか

問合せ 生涯学習文化課 TEL.21-3495

社会学級を開設している小中学校

※開設している学校はHPでご確認ください。

社会学級は、一般的教養を学習する成人教育の場として小中学校に開設しています。学級生は社会学級主事の先生と相談しながら、学習内容を主体的に企画します。各学級では、講演会、工場見学・スポーツ、学校への奉仕活動など多種多様な内容の講座を行っています。

▶ 生涯学習活動(まなびっと広場)

問合せ 生涯学習文化課 TEL.21-3495

まなびっと広場は、社会教育施設や市内の大学等で実施する講座等の学習活動を単位認定する制度です。目標単位を取得すると、奨励賞等を発行します。

▶ 生涯学習リーダーバンク

問合せ 生涯学習文化課 TEL.21-3445

公民館 TEL.22-3320

豊富な知識経験等を持つ人に登録していただき、地域・グループ等で学習する人たちに活用していただく指導者登録制度です。登録者の名簿は市のHPに掲載しています。

学校開放

▶ 文化開放

問合せ 生涯学習文化課 TEL.21-3566

文化活動などを行うグループやサークルの練習、活動の場として、小中学校の特別教室を開放しています。

■ 開放時間

月・火・木・金曜日 午後6時～9時
土・日・祝日 午前9時～正午、午後1時～4時、
午後6時～9時

▶ スポーツ開放

問合せ スポーツ振興課 TEL.21-3477

スポーツ、レクリエーションを行う団体の活動の場所として、小中学校の体育館を夜間開放しています。

■ 開放時間

月～土曜日(祝日は除く) 午後6時～9時

公の施設利用者証

問合せ 生涯学習文化課 TEL.21-3495

65歳以上の方や障がいのある方に、公の施設を半額や無料で利用できる利用者証を交付しています。利用には、申請が必要です。利用できる施設は、151～152ページをご覧ください。

▶ 65歳以上(半額利用)

■ 申請には

健康保険証・運転免許証など住所・氏名・生年月日を確認できる身分証明書が必要です。

▶ 障がいのある方(無料利用)

■ 申請には

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかが必要です。

小・中学生が無料で利用できる施設

市内在住・在学の小中学生のおさんは、公の施設を無料で利用できます。利用できる施設は、151～152ページをご覧ください。

